

モバイル接続料算定に係る研究会（第5回）議事概要

1. 日時：平成24年12月25日（火）16:00～17:45
2. 場所：中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室
3. 出席者
 - (1) 構成員（五十音順、敬称略）
酒井 善則、関口 博正、東海 幹夫
 - (2) 事務局
吉良 総合通信基盤局長、安藤 電気通信事業部長、吉田 事業政策課長、二宮 料金サービス課長、海野 料金サービス課企画官、内藤 料金サービス課課長補佐、中村 料金サービス課課長補佐
4. 議題
 - (1) 報告書骨子案について
 - (2) 自由討議
5. 議事概要

【報告書骨子案について】

事務局から「モバイル接続料算定に係る研究会 報告書骨子（案）」についての説明が行われた後、自由討議が行われた。概要以下のとおり。

<1 基本的な検討の方向性>

- ・ P6に「電気通信事業法に定める措置の対象」とあるが、具体的な措置とは何か。

事務局：P5最後に記載の「約款変更命令」（電気通信事業法第34条第3項）及び「業務改善命令」（同法第29条第1項10号）との記述を指すもの。

- ・ 本研究会は、算定ルールの整理を図り、ルールの解釈などに幅がある場合は、その幅を狭めることを目的と理解する。電気通信事業法に定める措置は大前提であり、冒頭などに記載する形でも良いと考える。
- ・ P4に「同じ接続規制」とあるが、これは二種指定ガイドラインを意味するものか。

事務局：ご理解のとおり。ソフトバンクモバイルを含む大手携帯3社が、二種指定設備制度の対象事業者となったことを示している。

- ・ 「接続規制」という言葉は広い概念で解釈できる。また、「検証の適正性確保（透明性）」という言葉も分かりやすさの観点から表現を工夫してはどうか。

事務局：ご指摘を踏まえ、修正を検討したい。

<2 各課題の検討>

- ・ 骨子案の考え方は、「適当ではないか」「適当ではないのではないか」等の書きぶりとなっている。今回の討議を踏まえ、報告書案で方向性を示したい。

<<2—1 設備区分別算定>>

- ・ P9「設備区分毎に費用と需要を整理した様式を追加する」とあるが、「需要を整理」とはどのような趣旨か。

事務局：設備区分別算定を行っている携帯電話事業者は、設備の利用回数の違いを需要の算定に加味して接続料を算定している。現行の別表第2は、総トラヒックを記載するのみであり、設備の利用回数の違いなど接続料算定に実際に加味した需要の情報を記載する様式ではないため、別表第2の様式に追加するという趣旨である。

- ・ 様式の追加によって具体的な数値が記載されるのか。

事務局：ご理解のとおり。総務省は様式の記載内容について適正性を検証する。

- ・ P9末尾について、別表第2は総務省に対して開示するものであり、事業者間に開示が求められるものではないことを明確化してはどうか。
- ・ 事務局において書きぶりを検討されたい。設備区分別算定及びその算定根拠の様式化によって透明性を前進させる方向性と理解する。

<<2—2 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係>>

- ・ 両者は一致させるのが基本。不一致の場合はその理由を総務省に説明し、合理的なものと認められる場合のみ許容する方向性で問題はないと考える。

<<2—3 原価の範囲（営業コストの算入）>>

- ・ 続いて、原価の範囲だが、ここは幅のある解釈を一定の限定的な範囲内に収める必要があるが、あまりに厳格に排除又は狭めすぎるのは困難と言うことだろう。
- ・ 骨子案の整理で問題ないと考える。
- ・ 「真に必要な営業費」とあるが、表現として相当に強い印象がある。

事務局：ご指摘を踏まえ、修正を検討したい。

<<2—4 利潤>>

[2—4—1 機能に係るレートベース]

- ・ P15にも「真に」とある。ここも書きぶりを工夫してみてはどうか。P16の投資等について、機能に係るレートベースへの算入を例外的に許容するとの考え方がある。ここは大きく採り上げる必要性があるのか。

- ・ 必ずしも実物資産として持っていなくとも、例えば、他社を支配する形でその他社の設備を自社による機能提供に利用する可能性がある。自社が持つ設備と同等なものとして判断することが想定される。
- ・ グループ企業などを想定するものか。
- ・ 機能提供に必要不可欠であればレートベース算入もあり得るが、海外に設備がある子会社などまで算入される可能性が指摘されている。

[2—4—2 資本構成比の算定]

- ・ P17 自己資本の時価評価とは何か。

事務局：自己資本について市場価格で評価する方法と理解している。

- ・ 現在の潮流として資産と負債を各々時価評価して結果的に純資産が時価評価に準じることは許容されるが、発行済みの株式総数に株価を乗じた企業の時価総額を貸借対照表に組み込むことはあまり想定されない。このような意見が関係事業者より提出されたとは理解するが、もう少し丁寧に意見を引用したほうが良い。
- ・ 事務局においてご検討されたい。
- ・ P17 の脚注 11 について、レートベースの内訳に運転資本が含まれることからすると、P18 に説明はあるが、運転資本も流動負債でよいのではないかと解釈しうる。
- ・ 他人資本は長期性のものもある。短期に返済が必要なものであれば原則他人資本で賄うという表現ぶりは危うい。
- ・ 「固定資産であれば長期的かつ企業価値を高めるものとして原則自己資本で」後に、「それで賄えない場合には長期の他人資本で（賄う）」としてはどうか。
- ・ その方が一般的と考える。事務局においてご検討されたい。
- ・ 「資本構成比」について、純資産を自己資本と表記するのは良いのか。
- ・ 資本概念は会計上、次第に純資産と表されるようになったもの。必要な点は補足を施せば良いと考える。

[2—4—3 自己資本利益率の算定]

- ・ P20 の β 値の算出式は P19 に初出がある。この後に β の算出式を記述すれば分かりやすい。P20 脚注 12 の 2 行目は「右記」でなく「下記」が良い。

事務局：ご指摘を踏まえ、修正したい。

<<2—5 データ接続料の需要>>

- ・ 骨子案について大枠は問題ない。ただ、「待機設備」及び「過剰設備」の定義

については、100メガの設備容量を用意してあるとして、その設備の利用状況によって、ある時は10メガ、ある時は80メガと変動するものを待機設備と呼んでいる。時間的に変動する概念を固定的な印象を受ける「設備」としてしまうと誤解を与えるため「設備余裕」といった表現にしてはどうか。次に、「過剰設備」については、過剰設備がすべて悪く、MNOの責任があると言えるか、先行投資や一部しかたない部分もある。200の設備にピークでも90しか利用がない場合の110の責任についての考え方である。また、基地局側の利用効率が悪く、帯域が大ききことをネットワークの統計多重効果と記載した。移動体通信ネットワークの特性として当然に下流の方が大きくなるということである。この内容は問題ないのだが、この定義が「待機設備」の前に記載がある点は検討したほうが良い。

- ・ 待機は先の時期に利用されるものと解釈するが、設備余裕というところある程度幅をもっていると理解すればよいか。過剰な設備投資に起因する待機設備はないのか。

事務局：ご議論の定義について、「待機設備」は、ある設備が持っている伝送容量と、現に使用されているトラフィックとの差分を指している。差分は常時前後している。ただ、待機設備の中にはまったく利用されていないものもあれば、ピーク時には必ず利用されるものまで幅広く入っている。

- ・ 実際の設備が100あり、0から90で利用度合が変動しているとする。その際、変動するものを待機「設備」と呼ぶと分かりにくい。
 - ・ そういう整理で良いのだろうか。
 - ・ ちなみに、待機設備をどう定義して計測するかは難しい点がある。例えば、瞬間・瞬間では設備を最大限まで使用している場合が考えられ、それ以上パケットが来ても滞留するだけ。つまりまずは計測単位を定義する必要があり、先ほどの「90」を求めることは簡単ではない。過剰は無駄な部分として定義ができるが、待機設備は何かと言うと、最大容量と実際に流れるトラフィックの差。変動するものを待機「設備」と呼ぶのは変である。
 - ・ P27の過剰設備は「設備」となっているが、これで良いのか。
 - ・ P27の過剰設備はどこが無駄なものかが記載されていると理解する。分かり易くはないが、待機設備を設備余裕と変えれば内容自体は問題ない。
 - ・ 待機設備という言葉自体は業界用語なのか。
- 事務局：業界で一般に用いられている用語ではない。
- ・ 我々が業界用語とすれば良いのかもしれないが、「設備」との呼び方は誤解を与える懸念がある。
 - ・ 工学的思考と社会科学的思考の問題かもしれない。

- ・ ここは定義も検討したが、利用率から瞬間・瞬間の利用率を引いたものという記事を記載すると、考え方の整理がゴチャゴチャする恐れがあり、差し控えた。
 - ・ ここは、過剰と判断されるものを算入しないことが望ましいということを経験的に表現していると理解すれば良いか。
 - ・ これまで待機設備は悪との前提で議論が進んでいた。そういった印象を与えることは懸念している。
 - ・ ご指摘を踏まえ事務局において書きぶりを検討されたい。
 - ・ P28 に暫定的な措置の記載について、合理的な理由の証明は難しい。関係事業者とは個別に調整していただくとして、どのような措置でも追求すれば、データの内容・期間・対象など欠点はあるもの。完全に合理的な理由を証明することは困難である。
 - ・ P28 注記 19 は、現状採用されている中間値を取る算定方法などの複数の適切な算定方法とあるが、これは大臣裁定との関係で記載したものか。
- 事務局：大臣裁定は具体的な算定方法は定めていない。現状採用されている算定方法を例として記載したものである。分かりやすい書きぶりを検討したい。
- ・ 今回は、骨子案について議論を行った。関係事業者への追加質問等があれば別途、事務局にお寄せいただきたい。次回は、本日の討議を踏まえ報告書案について討議を行うこととしたい。

【その他】

第6回会合は平成25年1月下旬に行う予定。

以上